

選特

公明選舉都市宣言

三月の定例市議会で決議

昭和38年
4月8日
第133号
(毎月1回発行)

館山市広報

編集と発行 館山市秘書課 館山市北条1.145番地の1電話館山 1501~1508番

三月二十五日任期満了を前にして開かれた、館山市議会の本会議で、議員提案にによる「公明選舉都市宣言」が、万場一致で決議され、本間市長から次のように宣言が行なわれました。

これによつて四月の地方統一選挙はもちろん、今後行なわれる各種の選挙には、市民皆さんの全面的な協力のもとに市の大きな目標として、その実現に最大の努力が行なわれることになりました。

公明選挙都市宣言

選挙は、民主政治の基盤であり明るく豊かな市民生活は、正しい選挙によつて実現されるものと信じます。

しかし、最近の選挙が必ずしも明るく、正しいものでないことは大変遺憾であります。

選挙から違反を追放し、公明選挙を確立することは、現下の急務であると信じます。

よつて、館山市民のすべての希望と熱意を結集して、公明選挙の実現を期するため、ここに館山市を「公明選挙都市」とすることを宣言いたします。

昭和38年3月25日

館山市長 本間 譲

宣言の意義

私たちの生活をより明るく、豊かにするためには、よい政治が行なわれるることによってこそ、その実現がみられます。いかえれば私達の生活は政治に直結しているとそこでよい政治をするためには、皆さんの代表者としてふさわしい人を選挙によって国会、県、市議会へ送らねばなりません。

よい人を選び、よい政治を願うためには、まず正しい選挙をすることがなければなりません。しかし、このような重大な意義のある選挙にも情実がつたりして違反者があ

とをたたないといった現状になつています。

要望書

立候補者の責任者を対象

説明会開催(九日)

締切は12日(当日消印有効)

標語の懸賞募集

説明会開催(九日)

立候補者の責任者を対象

説明会開催(九日)

立候補者の責任者を

